

回覧 令和2年11月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

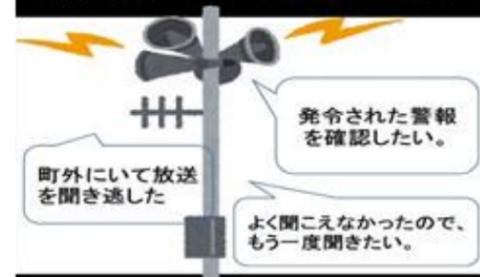
◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| <重要> | 1 | ◆【新型コロナウイルス感染症関連】
事業収入が減少した中小事業者などは令和3年度の固定資産税を免除・減免することができます |
| <募集> | 2 | ◆わくわく教室「華やかしめ飾り教室」「プリザーブドフラワー教室」の受講生を募集します |
| <お知らせ> | 3 | ◆12月6日（日）に町内一斉清掃を実施します
◆「第161回みまたん駅前よかもん市（朝市）」について |
| | 4 | ◆12月4日～10日は人権週間です
◆家内労働（内職）情報をお知らせします |
| | 5 | ◆ブロック塀などの撤去費用を補助します
（令和2年度末までの2年間限定の事業です） |
| | 6 | ◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？ |
| | 7 | ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110（直通）

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| <農業畜産業関連> | 8 | ◆12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 9 | ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| <相談> | | ◆「人権相談」を実施します |
| | 10 | ◆「行政相談」を実施します
◆「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | 11 | ◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
◆「なんでも生活無料相談会」を実施します |



重要

◆【新型コロナウイルス感染症関連】

事業収入が減少した中小事業者などは令和3年度の固定資産税を免除・減免することができます

令和3年度の固定資産税を事業収入の減少割合に応じて、ゼロまたは2分の1とする特例措置を受けることができます。

■特例措置の要件

1. 対象者

今年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期間の事業収入と比べて、30%以上減少していると認定経営革新等支援機関に認定された中小企業者など。

2. 事業収入の減少幅および特例率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入を前年の同期間における事業収入と比較した際の減少割合が

- ① 30%以上50%未満の減少・・・2分の1軽減
- ② 50%以上の減少・・・・・・・・・・全額免除

3. 特例の対象となる範囲

中小企業者などが所有する事業用家屋および償却資産

4. 特例が適用される期間

令和3年度に限る



■申告方法

申告には、事前に認定経営革新等支援機関などの確認を受けた申告書(原本)と同機関に提出した書類と同じものを提出ください。

・提出書類

①申告書(様式は、本町公式サイトにてダウンロードできます。)

②収入が減少したことを証する書類

※会計帳簿や青色申告決議書のコピー

※収入の減少に不動産賃料の支払い猶予が含まれている場合は、猶予の金額および期間が確認できる書類のコピー

③特例対象家屋の事業用割合を示す書類

※事業用部分の割合が分かる資料のコピー

例：青色申告決算書の「減価償却費の計算」、(今年中に取得された家屋の場合は)家屋見取り図など

■提出期限

令和3年2月1日(月)まで

※申告期限を過ぎてしまった場合、特例措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内に申告をお願いします。

■その他

※適用要件の詳細や確認依頼に必要な書類などについては、中小企業庁の公式サイトをご確認ください。

※金融機関を除く認定経営革新等支援機関については、中小企業庁の「認定経営革新等支援機関検索システム」(外部サイト)をご確認ください。

※金融機関である認定経営革新等支援機関は金融庁の公式サイトをご確認ください。

※お問い合わせは、税務財政課 資産税係(1階 ⑤番窓口)

☎: 52-9636(直通) にお申し込みます。

募 集

◆わくわく教室「華やかしめ飾り教室」「プリザーブドフラワー教室」の受講生を募集します

町教育委員会では、「華やかしめ飾り教室」「プリザーブドフラワー教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

「華やかしめ飾り教室」

■教室の内容＝

アーティフィシャルフラワーとプリザーブドフラワーで作る今までにない華やかなしめ飾りを作ります。ご自宅用にお正月のしめ飾りを作りますか！

※アーティフィシャルフラワー・・・生花をリアルに再現し、生花にはない美しさを表現した造られた花

※プリザーブドフラワー・・・新鮮な生花の水分を抜き、保存料や着色液に漬けて加工された花

■講 師＝^{さくら} ^{かな} 櫻 加奈 先生

■開催日時＝12月26日（土）

午前10時～正午

■受講料＝3,050円（講師代＋材料費）

※支払い方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの＝ラジオペンチ

■開催場所＝町中央公民館 第1研修室

■募集人員＝20人

※募集人員のうち3分の2以上は本町在住あるいは在勤とします。

※申込多数の場合は、抽選となります。

※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限＝12月4日（金）

■申し込み方法＝

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。電話での申し込みはできません。

受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い教室が中止などになる場合があります。



「プリザーブドフラワー教室」

■教室の内容＝

季節に合わせたプリザーブドフラワー※を使ってかわいらしいフラワーアレンジメントを作ります。

新年に向けて、心機一転ご自宅のお花も新調しませんか？（ケース付）

※新鮮な生花の水分を抜き、保存料や着色液に漬けて加工されたお花です。

保存環境が良ければ長期に形を維持し花粉アレルギーの心配がありません。

水を与える必要がなく生きた植物と比べても、同じようにみずみずしい質感と柔らかさがあります。



■講 師＝^{さくら} ^{かな} 櫻 加奈 先生

■開催日時＝12月27日（日）午前10時～正午

■受講料＝3,250円（講師代＋材料費）

※徴収方法は開催決定はがきでお知らせします。

■開催場所＝町中央公民館 中会議室

（当日はハサミ・持ち帰り用の紙袋を持参してください）

■募集人員＝10人（親子参加可能）

※募集人員のうち3分の2以上は本町在住あるいは在勤とします。

※申込多数の場合は、抽選となります。

※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限＝12月4日（金）

■申し込み方法＝

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。電話での申し込みはできません。受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い教室が中止などになる場合があります。

※お問い合わせは、町教育委員会 教育課 生涯学習係

☎：52-9311（直通） FAX：52-9724にお願いします。

お知らせ

◆12月6日（日）に町内一斉清掃を実施します

快適な生活環境と美しいまちづくりのために、家庭周辺の清掃を各自治公民館や各支部、各種団体などで実施してください。

町内一斉清掃日：12月6日（日）
【12月は、町内のごみ拾い推進月間です】

雑草の少ない12月の町内一斉清掃で、公園・広場や道路など町内のごみを拾いましょう。

- ・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。
- ・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。

〈搬入場所〉：町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）

〈搬入時間〉：午前7時30分～9時

※時間厳守でお願いします。ただし、やむを得ず時間に間に合わなくなった場合は、町最終処分場までご連絡ください。

☆町一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）☎：52-5424

〈搬入できるごみ〉

・清掃による不燃物

☆分別して、直接搬入してください。（役場での回収は行いません）

☆処分場内では係員の指示に従ってください。

☆草、剪定くず、側溝の泥や火山灰を持ち込む場合は、袋に入れずに持ち込むか、処分場で袋から出してください。

☆新型コロナウイルス対策を各自で行ってください。

☆機械を使用する場合は、保険の対象外となります。

※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）

☎：52-9082（直通）をお願いします。



◆「第161回みまたん駅前よかもん市（朝市）」について

このコロナ禍の中で、どのようにしたら安全に朝市を開催できるかについて、元気会全員でリニューアルの上で開催にむけて全力で協議中です。

再開する際には、盛大な朝市を考えていますのでもうしばらくお待ちください。11月の開催の有無については、チラシや「よかもんや」店頭でご案内します。

※11月から、よかもんやの定休日が
毎週木曜日になりました。



■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館よかもんや

☎：52-3131 をお願いします。

◆12月4日～10日は人権週間です

■「人権週間」とは？

1948年（昭和23年）12月10日に、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。この日を記念して、毎年12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護を推進するための各種行事を実施するよう呼びかけています。

このことから、法務省と全国人権擁護委員連合会は、この「人権デー」までの1週間を、「人権週間」と定め、全国各地域において人権を尊重する考えが広まったり、高まったりするための各種啓発活動を行います。

■啓発重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

■こんなときは人権擁護委員にご相談を！

人権が侵害されたり、侵害されたりするおそれがあるとき、いじめ、体罰、土地建物、金銭の貸し借り、そのほか家庭内の問題などいろいろなことでお困りの人は、

- ・人権擁護委員（月に1回 三股駅多目的ホールで人権相談所を開設）
- ・宮崎地方法務局都城支局（☎：22-0490）
- ・全国共同人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（☎：0570-003-110）へご相談ください。

相談は無料です。秘密は固く守られます。
安心して気軽にお越しください！



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。）電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和2年10月26日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
縫製後の糸切りまとめ作業 （ループ、まつり ボタン付け、肩パット）	三股町、 都城市とその近辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造業 最低工賃に準ずる）
医療用ガウンの仕上げ	三股町、都城市	1枚 11円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個 10～50円
部品組み立て、部品外観検査 （キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個 0.3～1.8円
婦人服のホック付け、釦付け、 しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町 都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4～20円
大島紬織り	三股町 都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎・FAX：25-0300
相談日：月～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み）相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆ブロック塀などの撤去費用を補助します
(令和2年度末までの2年間限定の事業です)

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの撤去を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、撤去に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など =

- ・小学校からおよそ500mの範囲にある道路に面したもの
- ・歩道面からの高さが1.4m以上のもの
- ・ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾きや、ぐらつきのあるもの

※ブロック塀などとは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀など

■対象工事 =

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、歩道面からの塀の高さ80cm以下とすること)



■補助額 =

最大15万6,000円まで全額補助します。

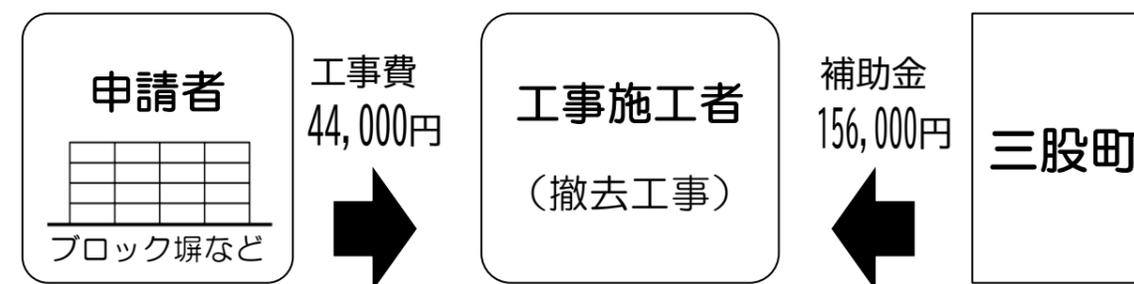
※ただし①～④のうち、最も低い額が上限となります。

- ①一つの敷地につき15万6,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③撤去するブロック塀などの見付面積につき1万円/m²
- ④撤去費用の見積額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で撤去工事を実施した者（工事施工者など）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

- 「代理受領制度」のイメージ
(ブロック塀などの撤去工事費用20万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

- ブロック塀などの撤去の件数 = 7件程度

※定数になり次第、締め切ります。

- 申し込み締切 = 12月4日(金)



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係 (2階 ③番窓口)

☎: 52-9065 (直通) をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

■耐震診断

- ・対象となる建築物 =

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

- ・耐震診断費 =

個人負担額…6,000円

(1棟当たり6万円のうち、国・県・町が5万4,000円を補助)

※個人負担額も、県建築住宅センターの助成制度を利用できます。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

- ・耐震診断の実施 =

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の耐震診断を行い、結果をお知らせします。

- ・耐震診断の棟数 =

12棟

※定数になり次第、締め切ります。

- ・申し込み締切 = 12月4日(金)



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎: 52-9065(直通) お願いします。

◆年金の日・ねんきんネットをご存知ですか？

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行っています。

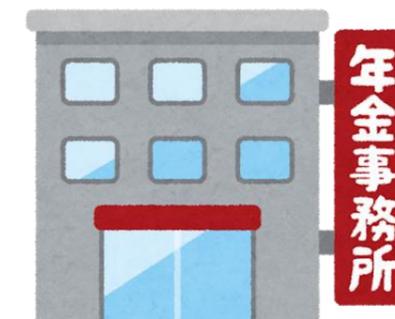
また11月30日は、「11^{いいみらい}30」の語呂合わせから「ねんきんネット」などを活用してご自身の年金記録や年金見込み額を確認して、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。

ねんきんネットとは、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。利用にはユーザー登録が必要です。

【ねんきんネットでできること】

- ・ご自身の年金記録の確認
- ・将来の年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・受給に関する各種通知書の確認

その他、再交付申請や持ち主不明記録の検索などさまざまな機能があります。詳しくは日本年金機構の公式サイトでご確認ください。



※お問い合わせは、

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎: 0570-058-555(専用ナビダイヤル)

☎: 03-6700-1144(050で始まる電話の場合)

お願いします。

◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。（購入する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③A Tワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税等を滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
A Tワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通） お願いします。

農林畜産業関連

◆ 12月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★12月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日：12月9日・12月23日（水曜日） ≪午後1時30分～3時≫ ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意①：サイレーズの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別については、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。</p>

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
<p>①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレーズネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、キャップをはずし、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。
 産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）
 ☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

9月に群馬県で豚熱（CSF）の発生が確認されました。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大なものとなります。

また、アフリカ豚熱（ASF）や口蹄疫、鳥インフルエンザも国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ①長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。農業振興課（3階 ③番窓口）までお越しく下さい。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）☎：52-9088（直通）をお願いします。



相 談

◆ 「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。



■特設人権相談

期 日	12月3日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	馬場 真吾、桑畑 実余子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ②番窓口）☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局 ☎：22-0490 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	12月7日(月)	12月21日(月)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】12月10日(木) 【都城市】12月25日(金)
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】市消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です（ <u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外</u> ）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせ・お申し込みは

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	12月15日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分(1人30分)
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめんどろなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申 込 方 法	相談は 予約制 です。 相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお願ひします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお願ひします。

◆「なんでも生活無料相談会」を実施します

宮崎県専門士業団体連絡協議会では、「なんでも生活無料相談会」を実施します。

各分野のエキスパートがご相談に無料で応じます。事前予約が必要となりますのでご注意ください。

期 日	12月6日(日)
時 間	午前10時～午後3時 ※事前予約制
場 所	宮崎市：宮崎市民プラザ ギャラリー1 延岡市：延岡総合文化センター 展示室1・2 都城市：都城ウエルネス交流プラザ 茶霧茶霧ギャラリー 東面 ※その他、電話相談も実施します
相談内容	◎相談時間は1件30分です。 各種法律、境界問題、遺言・相続、成年後見、離婚、多重債務、不動産登記、商業登記、税金問題、労働問題、不動産鑑定、土地利用、空き地・空き家問題、その他行政手続、各種登記手続、法律一般、なんでもお尋ねください。 ★新型コロナウイルス感染症関連相談(助成金、雇用、税金、事業継続など)にも対応いたします。 (※相談のみで申請は行いません)
相談員	行政書士、司法書士、社会保険労務士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁護士

■予約方法(会場相談・電話相談共通)

予約受付期間：11月16日(月)～11月25日(水)

午前10時～午後4時(土・日・祝日除く)

受付電話番号：0985-22-2466(宮崎県弁護士会事務局)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、会場での対面による相談は中止し、電話相談のみの実施とする場合があります。この場合は宮崎県弁護士会ホームページ(<https://miyaben.jp/>)にてお知らせします。

※お問い合わせは、宮崎県弁護士会事務局

☎：0985-22-2466 にお願ひします。